

運転記録証明書取得助成金交付要綱

(平成 31 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、長野県内に営業所を有する会員事業者(以下「会員」という。)が雇用するドライバー等の適正な管理を通じ交通事故防止に資するため、自動車安全運転センター(以下「安全センター」という。)が発行する運転記録証明書の発行手数料の助成を行うことについて、必要な事項を定める。

(助成金額) (金額の改訂があった場合は、別途通知する。)

第 2 条 県ト協は、運転記録証明書の取得費用として次のとおり助成する。

運転記録証明書 1 通当たり 630 円

(実施期間)

第 3 条 この事業の実施期間は、原則として平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 2 月末日までとする。

(助成対象者)

第 4 条 会員の県内事業所に所属する事業用貨物自動車運転者、運行管理者。

(助成の制限)

第 5 条 助成にあたっては、一人年 1 回とし、助成人数は次のとおりとする。

1. 協会会費対象車両台数の 150%以内とする。
2. 事業実施期間内であっても、予算額に達した場合は終了とする。

(助成条件)

第 6 条 申請時点で、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金の支払い)

第 7 条 会員は、「運転記録証明書(一括)交付申請書」に必要事項を記入し、県ト協に提出する。県ト協は、記載内容等を確認後、安全センターに送付し、発行費用は一括して同センターに振込むものとする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 8 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第 9 条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(附則) この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。